

令和6年2月

区長 各位

諏訪市健康福祉部長

「災害時住民支え合いマップ」作成の推進について（お願い）

日頃、諏訪市の福祉行政にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

近年、大規模災害が日本各地で頻発する中で、地域での支え合いの重要性が改めて見直されており、長野県では県と市町村が一体となって「信州防災『逃げ遅れゼロ』プロジェクト」に取り組んでおります。

このプロジェクトでは、災害からの逃げ遅れを出さないためには、市の避難情報に基づき、特に高齢や障がい等により自力での移動が困難な方が速やかに安全な場所に避難していただくことが必要であることから、地域の助け合いの力による支援のしくみとして「災害時住民支え合いマップ」の作成を推進しています。

貴職におかれましては、毎年8月に市から送付をしております「災害時要援護者リスト」を活用の上、地区における「災害時住民支え合いマップ」の作成についてご配慮願います。

- 1 「災害時住民支え合いマップ」とは、災害時における避難過程において、災害時要援護者及び支援者の所在地、避難所の場所、周辺の活用可能な社会資源（福祉施設等）や避難方法を表記した地図をいいます。
- 2 本件につきましては、民生委員・児童委員にも同様の依頼をさせていただいております。各地区の実情に応じて、民生委員・児童委員と連携しての取組をお願い申し上げます。
- 3 マップ作成の方法等、質問・疑問につきましては、下記にお問い合わせください。

※本件につきましては、昨年度も同様のお願いをしております。貴区の取り組み状況につきましては、民生委員・児童委員又は前任の区長にご確認願います。

災害時住民支え合いマップの提出及び本件に関するお問い合わせ先  
諏訪市社会福祉課障がい福祉係（諏訪市役所2階） 担当：小松  
電話：0266-52-4141 内線232 FAX：0266-53-6073

災害時住民支え合いマップの作成支援に関するお問い合わせ先  
諏訪市社会福祉協議会（湯小路いきいき元気館2階）地区担当職員  
電話：0266-52-2508 FAX：0266-57-1231

## 「災害時住民支え合いマップ」作成の手順

この手順は参考例です。区や地域の実情に合わせ、取り組みを進めてください。

### ◎まずは、貴区の「災害時住民支え合いマップ」の有無をご確認ください。

併せてこれまでの取り組み状況につきましては、民生委員・児童委員又は前任の区長にご確認願います。また、市役所へ提出済みのマップについてご不明点等ございましたら、社会福祉課までお問い合わせください。

#### (1) マップづくりの下準備

- ・作成を行う主体を決定（区長、防災担当者、民生委員・児童委員、地区社協等）
- ・マップの保管方法等取扱方法の検討

#### (2) 「災害時要援護者リスト<sup>※1</sup>」の確認

- ・市から配布の「災害時要援護者リスト」に掲載されている方の確認
- ・「災害時要援護者リスト」に掲載されている方へ声かけ、地域支援者<sup>※2</sup>の選出、避難場所・避難方法の検討 等

#### (3) マップの作成

- ・作成をとおして、地域の状況を把握
  - ・区の保管者及び保管方法の決定
  - ・作成したマップを市役所へ提出
- ※市から配布する「要援護者名簿」に区独自で把握した方（妊産婦・乳幼児等）を加えていただいても構いません。

作成にあたりましては、諏訪市社会福祉協議会  
地区担当職員（0266-52-2508）が個別のご相談  
に応じさせていただきます。

※別添のチラシをご参照ください。

#### (4) マップの更新

- ・既存のマップと市から配布された「要援護者名簿」に掲載されている方の比較・確認
- ・必要に応じて、地域支援者の新規選出・変更、避難方法の再検討 等
- ・更新したマップを市役所へ提出

※作成したマップは、地区の実情に応じて定期的に更新してください。

#### (5) マップの活用

- ・区の防災訓練等で活用

※1：「災害時要援護者リスト」（毎年8月に区長及び民生委員・児童委員あてに送付）には、在宅で①～③の条件に当てはまり、リスト登録を希望し、区や関係機関に情報提供することに同意する方を記載しています。

①高齢者（一人暮らし、寝たきり、認知症）

②要介護2～5

③重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳保持者、精神保健福祉手帳1・2級）

※2：地域支援者は、災害時要援護者と避難の方法について事前に確認することで、災害が発生しそうな時に災害情報を伝えたり、発生した時に災害時要援護者の安否確認や避難の支援をしていただく方です。なお、地域支援者は本人またはその家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とすること、災害時の避難行動の支援に法的な責任や義務を負うものではありません。

# 災害時住民支え合いマップ

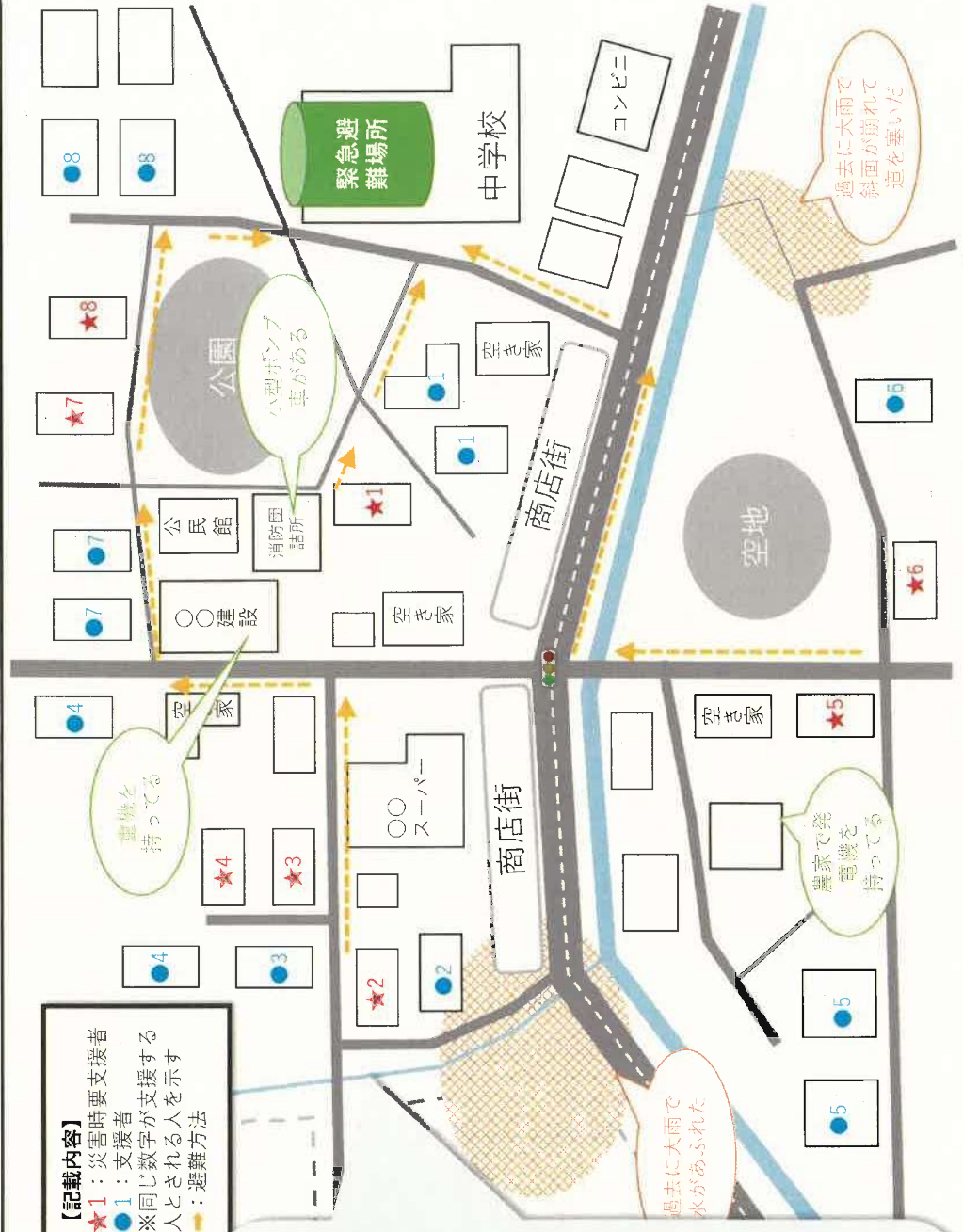
災害時住民支え合いマップとは、災害が発生した際や発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難支援等が地域住民による共助で実施できるよう、避難行動要支援者の所在地、支援者の所在地、緊急避難場所、避難方法等を記載した地図です。（以下、「支え合いマップ」と記載）

## ◆支え合いマップ作成例

※あくまで作成例です。各地域で様々な工夫がされています

### 【記載内容】

- ★1：災害時要支援者
- 1：支援者
- ※同じ数字が支援する人とされる人を示す
- ：避難方法



## Point 1：情報の共有

完成された地図があることが重要ではなく、地域の方々による作成ワークショップの実施等、地域の方々が避難支援に必要な情報を共有することが重要!!

## Point 2：定期的な更新

一度作ればOKではなく、地域も人も変わっていく、毎年の地域の避難訓練時等、定期的に更新することが重要!!

## Point 3：避難訓練

支え合いマップの実効性を高めるために、支え合いマップを活用した避難訓練の実施が有効!!